

公益財団法人日本レクリエーション協会

高等教育機関における公認指導者養成課程認定校認定審査基準

制定 平成 05 年 03 月 25 日
改正 平成 06 年 10 月 07 日
改正 平成 08 年 02 月 15 日
改正 平成 11 年 02 月 17 日
改正 平成 14 年 04 月 02 日
改正 平成 22 年 11 月 01 日
改正 平成 23 年 04 月 01 日
改正 平成 29 年 03 月 27 日

公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導者養成に関する規程第 3 条（5）に基づき、大学・短期大学・専門学校等を、公益財団法人日本レクリエーション協会（以下「協会」という。）公認指導者養成課程として認定する場合の審査基準を、次のように定める。

1 認定要件

- （1）認定を受ける大学・短期大学・専門学校等は、学校教育法第 83 条の大学、同法第 108 条の短期大学、同法第 124 条の専修学校、同法第 134 条の各種学校、及びこれらと同等と協会が認めた教育機関（以下「高等教育機関」という。）でなければならない。
- （2）認定を受ける高等教育機関は、別表 1 に定める公認指導者養成カリキュラムの要件を満たす養成課程を設けるとともに、別表 2 及び別表 3 の要件を満たす教員を配置していなければならない。
- （3）認定を受ける高等教育機関において、養成課程の対象となる者の資格は、学校教育法第 90 条の条件を満たしていなければならない。

2 養成課程

- （1）養成課程とは、協会公認指導者の資格を取得するために必要な複数の科目からなる課程をいい、その養成課程は、認定を受ける高等教育機関の教育課程に位置付けられていなければならない。
- （2）養成課程は、別表 1 に定めるカリキュラムと同一又は別表 1-2 から 1-6 までの養成課程資格毎に定める「科目設置の基準」に準拠した科目により構成されていなければならない。
- （3）科目は、学習効果等を配慮して適切な順序により理論、実技、実習が実施されるよう配置されていなければならない。

3 認定申請と審査方法

- （1）認定を受ける高等教育機関は、所定の養成課程認定申請書を提出しなければならない。
- （2）認定の申請は、毎年度行なわなければならない。
- （3）認定に関する審査は、協会が設置する資格認定委員会において行なう。
- （4）審査は、毎年度 9 月及び 2 月に実施する。

4 認定費用

- （1）高等教育機関として初回の認定を受ける場合は、別表 4 に定める課程認定申請料を協会に納付しなければならない。

(2) 認定を受けた高等教育機関は、別表4に定める課程認定料を協会に納付しなければならない。

5 認定を受けた高等教育機関の義務

(1) 認定を受けた高等教育機関は、教育水準の確保を図るため、協会が指定する研修会等に養成課程主任教員又は科目担当教員を派遣しなければならない。

(2) 認定を受けた高等教育機関は、年度途中において認定を受けた内容に変更が生じた場合には、所定様式による変更届を提出し、審査を受けなければならない。

6 認定の取り消し等

協会は、認定を受けた高等教育機関が下記の事項に該当する場合には、資格認定委員会に諮って認定を取り消す等の措置を講ずることができる。

- ① 認定後、申請内容に重大な過誤又は不正があると認められた場合
- ② 認定された内容が遵守されなかった場合
- ③ 5に定める義務が履行されなかった場合

別表1 公認指導者養成カリキュラム

資格名称	カリキュラム	必要科目および単位
レクリエーション・インストラクター	理論科目 15時間 レクリエーション概論 (1.5h) 楽しさと心の元気づくりの理論 (3h) レクリエーション支援の理論 (4.5h) レクリエーション支援のプログラム (6h) 実技科目 36時間 レクリエーション支援の方法 (12h) レクリエーション活動の習得 (15h) レクリエーション支援の実施 (9h) 実習科目 9時間 現場実習 (9h) ※詳細については別表1-2「レクリエーション・インストラクター養成課程科目設置基準」による	<理論科目> 1科目以上2単位以上 <実技科目> 1科目以上2単位以上 <実習科目> 1単位以上

<p>スポーツ・レクリエーション指導者</p>	<p>理論科目 12時間 スポーツ・レクリエーション概論 (1.5h) スポーツ未実施者参加促進法 (1.5h) スポーツ行政の仕組みと実際 (1.5h) スポーツ・レクリエーション継続のための場づくり (1.5h) スポーツ・レクリエーション生理学 (1.5h) スポーツ・レクリエーション心理学 (1.5h) スポーツ・レクリエーション指導のプログラム (3h)</p> <p>実技科目 39時間 信頼関係づくりの手法 (9h) 動機づけの支援技術 (15h) 活動の理解 (9h) 安全管理の基礎 (1.5h) 体調管理の手法 (1.5h) スポーツ・レクリエーション指導の実施 (3h)</p> <p>実習科目 9時間 現場実習</p> <p>※詳細については別表 1-3「スポーツ・レクリエーション指導者養成課程科目設置基準」による</p>	<p><理論科目> 1科目以上2単位以上</p> <p><実技科目> 1科目以上2単位以上</p> <p><実習科目> 1単位以上</p>
<p>レクリエーション・コーディネーター</p>	<p>レクリエーション支援の理論と方法 51時間 レクリエーションの基礎理論 (15h) レクリエーション活動の展開法 (36h)</p> <p>活動領域および支援対象の理解 35時間 活動領域の理解 (15h) 支援対象の理解 (20h)</p> <p>レクリエーション・コーディネート技術 84時間 事業でのレクリエーション・インストラクション技術の活用 (6h) 事業の意図に応じた良好な集団づくりのためのレクリエーション活動の活用 (6h) 事業の企画と運営 (42h) レクリエーション・コーディネート演習 (30h)</p> <p>現場実習 30時間</p> <p>※詳細については別表 1-4「レク・コーディネーター養成課程科目設置基準」による</p>	<p>※別表 1-4「レク・コーディネーター養成課程科目設置基準」による</p> <hr/> <p><理論科目> 3科目以上6単位以上</p> <p><実技科目・実習科目> 2科目以上4単位以上</p>

<p>福祉レクリエーション・ワーカー</p>	<p>レクリエーション支援のための基礎的な理解 51時間 レクリエーション理論 (15h) レクリエーション実技 (36h) レクリエーション支援のための福祉領域の基礎知識 50時間 支援対象者の生活の理解 () 社会と福祉サービスの理解 福祉レクリエーション支援の専門的知識・援助技術 70時間 福祉レクリエーション支援の理解 福祉レクリエーション支援の計画 福祉レクリエーション支援の介入技術 福祉レクリエーション総合演習 福祉レクリエーション支援実習 30時間 福祉レクリエーション総合実習 (実習科目) ※詳細については別表 1-5「福祉レク・ワーカー養成課程科目設置基準」による</p>	<p><理論科目> 2科目以上4単位以上 <実技科目・実習科目> 2科目以上4単位以上</p>
<p>余暇開発士</p>	<p>社会と余暇 余暇領域における事業 余暇開発の技術 余暇支援総合演習 ※詳細については別表 1-6「余暇開発士養成課程科目設置基準」による</p>	<p><理論科目> 2科目以上4単位以上 <実技・実習科目> 1科目以上2単位以上</p>

注1) 単位の基準は次のとおりとする。(大学設置基準第21条)

1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成するが、授業の方法に応じて教育効果、授業外に必要な学修等を考慮して次のようにする。

- ① 理論および演習：15～30時間の範囲で行なう時間の授業をもって「1単位」とする。
- ② 実技および実習：30～45時間の範囲で行なう時間の授業をもって「1単位」とする。

別表2 養成課程主任教員の条件及び教員数等

- 1 養成課程主任教員は、下記の条件をすべて満たす者であること。
 - ア) 養成課程主任教員は、高等教育機関においては専任（常勤）の教員であること。及び養成課程の養成資格名称によりそれぞれ下表の資格を有する者であること。

養成資格名称	養成課程主任教員の資格
レクリエーション・インストラクター	レクリエーション・インストラクター レクリエーション・コーディネーター 福祉レクリエーション・ワーカー ※レクリエーション・コーディネーターや福祉レクリエーション・ワーカーを保有していることが望ましい
スポーツ・レクリエーション指導者	スポーツ・レクリエーション指導者 レクリエーション・コーディネーター ※レクリエーション・コーディネーターを保有していることが望ましい
レクリエーション・コーディネーター	レクリエーション・コーディネーター
福祉レクリエーション・ワーカー	福祉レクリエーション・ワーカー
余暇開発士	余暇開発士

- イ) レクリエーションに関する実践および研究等の実績から、養成課程主任教員の任に堪える者であること（別紙 「養成課程主任教員の選定内規」に拠る）
- 2 養成課程には、養成課程主任教員を1名以上置くこと。
- 3 養成課程主任教員は、科目を担当するとともに、その他の科目担当教員との連絡調整、学生・生徒への指導・助言・情報提供、外部機関との連絡調整等、養成課程における統括的役割を担う。

別表3 科目担当教員の条件及び教員数等

1 科目担当教員は、下表の要件を満たす者であること。

養成資格 名称	該当科目	科目担当教員の条件
レクリエーション・インストラクター	全科目	<p>以下のいずれかの項目に該当する者とする。ただし、理論科目（レクリエーション概論、楽しさと心の元気づくりの理論、レクリエーション支援の理論、レクリエーション支援のプログラム）と実技科目（レクリエーション支援の方法、レクリエーション活動の習得、レクリエーション支援の実施）の学習時間それぞれの概ね過半は下記項目1に該当する者が担当することが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協会公認指導者資格（余暇開発士を除く）を有する者。 2. 高等教育機関における専任（常勤）教員の経験者で、専門領域に関する教育および研究実績から、担当する科目又は学習内容について教育できると資格認定委員会が認める者 3. 日本レジャー・レクリエーション学会などのレクリエーション及び余暇に関係する学会に所属し、専門領域に関する研究実績から、担当する科目又は学習内容について教育できると資格認定委員会が認める者 4. その他上記に相当する者であると協会の資格認定委員会が認める者
スポーツ・レクリエーション指導者	全科目	<p>以下のいずれかの項目に該当する者とする。ただし、理論科目（スポーツ・レクリエーション概論、スポーツ未実施者参加促進法、スポーツ行政の仕組みと実際、スポーツ・レクリエーション継続のための場づくり、スポーツ・レクリエーション生理学、スポーツ・レクリエーション心理学、スポーツ・レクリエーション指導のプログラム）と実技科目（信頼関係づくりの手法、動機づけの支援技術、活動の理解、安全管理の基礎、体調管理の手法、スポーツ・レクリエーション指導の実施）の学習時間それぞれの概ね過半は下記項目1に該当する者が担当することが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ・レクリエーション指導者、レクリエーション・コーディネーターを有するもの。 2. 高等教育機関における専任（常勤）教員の経験者で、専門領域に関する教育および研究実績から、担当する科目又は学習内容について教育できると資格認定委員会が認める者 3. 日本レジャー・レクリエーション学会などのレクリエーション及び余暇に関係する学会に所属し、専門領域に関する研究実績から、担当する科目又は学習内容について教育できると資格認定委員会が認める者 4. その他上記に相当する者であると協会の資格認定委員会が認める者
レクリエーション・コーディネーター	共通科目	<p>以下のいずれかの項目に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学・短期大学における専任（常勤）教員の経験者で、担当科目の専門領域に関する教育及び研究実績を持つ者 2. 社会体育系専門学校において10年（大学院修了者は8年）以上、担当科目の専門領域に関する教育及び研究実績を持つ者 3. 日本体育学会、日本体力医学会などの体育・スポーツに関係する学会に所属し、担当科目の専門領域に関する研究実績を持つ者 4. その他上記に相当する者であると協会の資格認定委員会が認める者
	専門科目	<p>以下のいずれかの項目に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協会公認レクリエーション・コーディネーターの資格を有する者 2. 高等教育機関における専任（常勤）教員の経験者で、専門領域に関する教育及び研究実績から、担当する科目又は学習内容について教育できると資格認定委員会が認める者 3. 日本レジャー・レクリエーション学会などのレクリエーションおよび余暇に関係する学会に所属し、専門領域に関する研究実績から、担当する科目または学習内容について教育できると資格認定委員会が認める者 4. その他、上記に相当する者であると協会の資格認定委員会が認める者

福祉レクリエーション・ワーカー	レクリエーションに関する基礎的知識・援助技術	レクリエーション・インストラクターに同じ。
	社会福祉に関する基礎的知識・援助技術	以下のいずれかの項目に該当するもの 1. 高等教育機関における専任（常勤）教員の経験者で、担当科目の専門領域に関する教育及び研究実績を持つ者 2. 日本社会福祉学会、日本リハビリテーション医学会などの社会福祉及び保健、医療に関係する学会に所属し、担当科目の専門領域に関する研究実績を持つ者 3. その他、上記に相当する者であると協会の資格認定委員会が認める者
	福祉レクリエーションに関する専門的知識・援助技術および福祉レクリエーション総合実習	以下のいずれかの項目に該当する者 1. 協会公認福祉レクリエーション・ワーカーの資格を有する者 2. 高等教育機関における専任（常勤）教員の経験者で、専門領域に関する教育及び研究実績から、担当する科目又は学習内容について教育できると資格認定委員会が認める者 3. 日本レジャー・レクリエーション学会などのレクリエーション及び余暇に関係する学会に所属し、専門領域に関する研究実績から、担当する科目または学習内容について教育できると資格認定委員会が認める者 4. その他、上記に相当する者であると協会の資格認定委員会が認める者
余暇開発士	全科目	以下のいずれかに該当する者 1. 協会公認余暇開発士の資格を有する者 2. 高等教育機関における専任（常勤）教員の経験者で、専門領域に関する教育及び研究実績から、担当する科目又は学習内容について教育できると資格認定委員会が認める者 3. 日本レジャー・レクリエーション学会などのレクリエーション及び余暇に関係する学会に所属し、専門領域に関する研究実績から、担当する科目又は学習内容について教育できると資格認定委員会が認める者 4. その他、上記に相当する者であると協会の資格認定委員会が認める者

別表4 課程認定申請料および課程認定料

1 課程認定申請料

課程認定申請料は、3万円とする。

2 課程認定料

課程認定料は、次のとおりとする。

区分	資格名称	課程認定料
基礎資格 注1)注3)	レクリエーション・インストラクター	10万円
	スポーツ・レクリエーション指導者	10万円
	余暇開発士	10万円
専門資格 注2)注3)	レクリエーション・コーディネーター	15万円
	福祉レクリエーション・ワーカー	15万円

注1) 基礎資格については、他の基礎資格の資格取得のための認定を受ける場合にも、併せて10万円を上限とする。

注2) 専門資格については、他の専門資格の資格取得のための認定を受ける場合にも、併せて15万円を上限とする。

注3) 基礎資格に加えて専門資格の資格取得のための認定を受ける場合には、併せて20万円を上限とする。なお、複数の基礎または専門資格の資格取得のための認定を加える場合においても同様とする。